

岡谷市収入証紙売りさばき人（小売店）募集要項

岡谷市

目 次

1. 家庭ごみ等有料化の実施内容
2. 売りさばき人の主な業務
3. 売りさばき人資格要件
4. 証紙付指定袋の製造、流通及び販売並びに証紙代金の納付方法等
5. 売りさばきにあたっての注意事項
6. プラスチック資源指定袋及び生ごみ指定袋について
7. 提出書類
8. 証紙付指定袋及びその他の指定袋の形状・色等
9. 指定袋の梱包状態
11. 指定売りさばき人名簿
12. 証紙付指定袋の流通（市 — 問屋 — 小売店）フローチャート

○様式

- ・ 様式第1号(第3条関係) 岡谷市収入証紙売りさばき人指定申請書
- ・ 様式第5号(第8条関係) 岡谷市収入証紙売りさばき人変更届出書
- ・ 様式第6号(第9条関係) 岡谷市収入証紙売りさばき人指定取消申請書

岡谷市は、平成22年4月1日より家庭ごみ等有料化を実施し、家庭から出される「燃やすごみ」及び「埋立ごみ」について、ごみ処理費用の一部を市民の皆様にご負担していただいております。

小売店の皆様には、この処理手数料を表す「収入証紙」（以下「証紙」という。）が印刷された指定袋を市民等に販売していただきます。この業務を行うには、岡谷市より「収入証紙売りさばき人」の指定を受けることが必要です。また、証紙代金の販売は、岡谷市に代わって公金を収納する事務（公金収納事務）となります。制度をご理解の上、本市の指定申請と、適正な公金収納事務にご協力をお願いいたします。

1. 家庭ごみ等有料化の実施内容

(1) 有料化の対象指定袋は、家庭から出される「燃やすごみ」及び「埋立ごみ」です。

有料化分の処理手数料は、証紙として指定袋に印刷され、袋代に上乗せして販売されます。

(2) 上乗せする処理手数料（証紙の額）以下のとおりです。

指定袋の容量	証紙の額（1枚あたり）	10枚組（ロール）あたりの上乗せ額
10L	10円	100円
22L	25円	250円
45L	60円	600円

- ・ 証紙付指定袋は、燃やすごみ用（ピンク色の袋に紺色の文字）と埋立ごみ用（透明な袋にオレンジ色の文字）があり、それぞれ3種類（10L、22L、45L）です。
- ・ 証紙付指定袋は10枚1組のロール状で製造、販売されます。

2. 売りさばき人の主な業務

岡谷市より売りさばき人の指定を受けた問屋（以下「指定問屋」という。）から、証紙付指定袋を仕入れ、市民等へ売りさばき（公金収納業務）をしていただきます。

(1) 証紙付指定袋の注文・仕入れ

- ・ 必要とする証紙付指定袋数を指定問屋に注文します。
- ・ 証紙付指定袋は必ず全種類取り扱ってください。

(2) 市民等への売りさばき（公金収納事務）

- ・ 指定問屋から仕入れた証紙付指定袋を市民等に券面金額で売りさばいてください。
- ・ 領収書を希望する市民等の方には領収書を発行してください。

（注：証紙代金は公金収納事務のため、原則として印紙税法上の非課税文書に該当します。）

- ・ 証紙付指定袋のロールの帯封には、指定袋と証紙のJANコードが印刷されています。

3. 売りさばき人資格要件

売りさばき人の指定を受けるには、次の要件を満たすことが必要です。

- ① 日常生活に要する物品の販売を業としているもの。(例：スーパーマーケット、コンビニエンスストア、ホームセンター、ドラッグストア、個人商店等)
- ② 不特定多数の市民等に証紙付指定袋を販売することができること。
- ③ 適正な納付事務及び在庫管理ができること。
- ④ 証紙の売りさばきに必要な資力及び信用があること。
- ⑤ 市税に滞納がないこと。
- ⑥ その他、事務等の取扱いに支障をきたす恐れがないこと。

4. 証紙付指定袋の製造、流通及び販売並びに証紙代金の納付方法等

- ① 小売店が市民等に対し証紙付指定袋を売りさばく場合、「岡谷市収入証紙売りさばき人指定申請書（規則様式第1号）」を提出し、市の審査を経て売りさばきの指定を受ける必要があります。
- ② 指定を受けた際、市から交付される「標札」は、証紙の売りさばきを行う場所の見やすいところに必ず掲示してください。
- ③ 指定小売店は、指定問屋にしか証紙付指定袋の注文をし、仕入れることができません。
- ④ 指定小売店が市民等に売りさばく証紙の額は「券面金額」です。証紙の仕入れ価格と売りさばき価格の差額が、指定小売店の手数料（証紙の価額の3%以下）となります。
- ⑤ 証紙代金は公金ですので、指定問屋から仕入れたときに、証紙代金（現金相当の有価証券を含む。）の支払いをお願いします。

5. 売りさばきにあたっての注意事項

- (1) 証紙付指定袋の売りさばきは商品の販売ではなく、処理手数料である証紙代金を受領する収納事務であることを認識してください。
- (2) 証紙の「価額」は条例で定める「処理手数料」であるため、券面金額で売りさばいてください。袋のばら売り、証紙の割引による売りさばきは絶対に行わないでください。
- (3) 証紙付指定袋は買取方式（仕入れた枚数により処理手数料が決定する。）とし、不良品等以外の返還はできません。
- (4) 証紙付指定袋を指定小売店の責めにより紛失した場合は、指定問屋に遅滞なく報告してください。この場合、焼失等明らかに紛失した証紙付指定袋が市場に出回らない場合を除き、岡谷市は指定小売店に証紙代金を還付しません。また、大量に盗難にあった場合は、警察に被害届を出していただくと共に、環境課にご連絡ください。
- (5) 常時、証紙付指定袋は、全種類を売りさばってください。
- (6) 証紙付指定袋の取扱いは、岡谷市収入証紙売りさばき人指定申請書に記載された

売りさばきを行う場所でのみ行うことができます。届出場所以外での取扱いはできませんので注意してください。

- (7) 適正な業務の実施を確認するため、証紙販売数及び在庫数について調査を実施することがありますので、各証紙に関する任意の証紙代金出納簿、証紙付指定袋保管状況記録簿及び証紙売りさばき記録簿を整備し、岡谷市の求めに応じ提出できるようにしておいてください。
- (8) 売りさばき人の変更事項の発生又は廃業する場合は、「岡谷市収入証紙売りさばき人変更届出書（規則様式第5号）」又は「岡谷市収入証紙売りさばき人指定取消申請書（規則様式第6号）」を速やかに環境課に提出してください。また、「岡谷市一般廃棄物の処理手数料に係る収入証紙に関する条例」、「同条例施行規則」及び「岡谷市収入証紙売りさばき人（小売店）募集要項」に基づかない事務処理、岡谷市と協議した結果、事務処理等が著しく不相当と認められる場合又は売りさばき人として不相当と認定された場合は、売りさばき人の指定取消しとなる場合があります。
- (9) その他については、岡谷市一般廃棄物の処理手数料に係る収入証紙に関する条例、同条例施行規則及び岡谷市収入証紙売りさばき人（小売店）募集要項に従って取扱いをしてください。

6. プラスチック資源指定袋及び生ごみ指定袋について

有料化と同じ平成22年4月1日に、「その他プラスチック」の分別収集、「生ごみ」の拠点回収を開始し、「その他プラスチック」については、令和7年4月1日より製品プラスチックを含めた「プラスチック資源」として分別収集を実施しております。それに伴い「プラスチック資源指定袋（容量22L、45L・透明な袋に赤色の文字）」と「生ごみ指定袋（容量10L・水色半透明の袋に黒色の文字）」を作成し、販売しています。プラスチック資源指定袋及び生ごみ指定袋には、証紙は印刷されず、袋代での販売となり、問屋及び小売店は、売りさばき人の指定を受けずに、この2種類の指定袋の製造、流通及び販売をすることができます。この2種類の指定袋も、10枚1組のロール状による販売となります。

7. 提出書類

証紙の売りさばき及び証紙代金の納付に関し、必要に応じた書類を環境課に提出してください。

- ① 岡谷市収入証紙売りさばき人指定申請書（規則様式第1号）
申請書は売りさばき人ごとになります。
- ② 納税証明書（申請日から3カ月以内のもの）
市税の滞納がないことを証明する書類
- ③ 所在地を確認できる地図
- ④ 過去1年分の決算書（写し可）【法人の場合に限る】
- ⑤ 過去1年間の税務申告書（写し可）【個人事業者に限る】

- ⑥ 岡谷市収入証紙売りさばき人変更届出書（規則様式第5号）
届出事項に変更が生じた場合は、速やかに提出してください。
- ⑦ 岡谷市収入証紙売りさばき人指定取消申請書（規則様式第6号）
業務を廃止しようとするときは、速やかに提出してください。

○各様式は、HPよりダウンロードをして利用してください。

8. 証紙付指定袋及びその他の指定袋の形状・色等

指定袋の名称	袋の色	文字の色	1組の枚数	収入証紙印刷の有無
燃やすごみ指定袋 (10L・22L・45L)	ピンク色	紺色	10枚	有
埋立ごみ指定袋 (10L・22L・45L)	透明	オレンジ色	10枚	有
プラスチック資源指定袋 (22L・45L)	透明	赤色	10枚	無
生ごみ指定袋 (10L)	水色半透明	黒色	10枚	無

9. 指定袋の梱包状態

証紙付指定袋（燃やすごみ・埋立ごみ）、プラスチック資源指定袋、生ごみ指定袋は次のように帯封により梱包し、販売されます。

- ・ どの指定袋も10枚1組のロール状となります。
- ・ 帯封には、下記のように日本語で指定袋の表示、JANコードの表示及び広告の掲載があります。

(ア)

●L ○○○○袋 市章 岡谷市指定10枚巻

●には、指定袋の容量を表示します。

○○○○には、「燃やすごみ」、「埋立ごみ」、「プラスチック資源」又は「生ごみ」と表示がされています。

(イ) 指定袋のJANコードと証紙のJANコード（燃やすごみ及び埋立ごみ指定袋のみ）を表示。

(ウ) 広告を掲載。

- ・ 指定袋の帯封に、指定袋のJANコードと証紙のJANコード（燃やすごみ及び埋立ごみ指定袋のみ）を表示しますので、POSシステム等を導入している小売店は、読み取り設定を行うことが可能です。

10. 指定売りさばき人名簿

売りさばき人名	店舗住所	店舗電話番号
株式会社信防エディックス	長野市アークス 13-5	026-228-4161
山谷運輸株式会社	諏訪市大字中洲 2962	0266-52-5432
有限会社中央物産	伊那市山寺 1579	0265-78-5571
有限会社ヒノデ化工	諏訪郡下諏訪町西赤砂 4443-1	0266-27-5088

○申請についてのお問い合わせ先

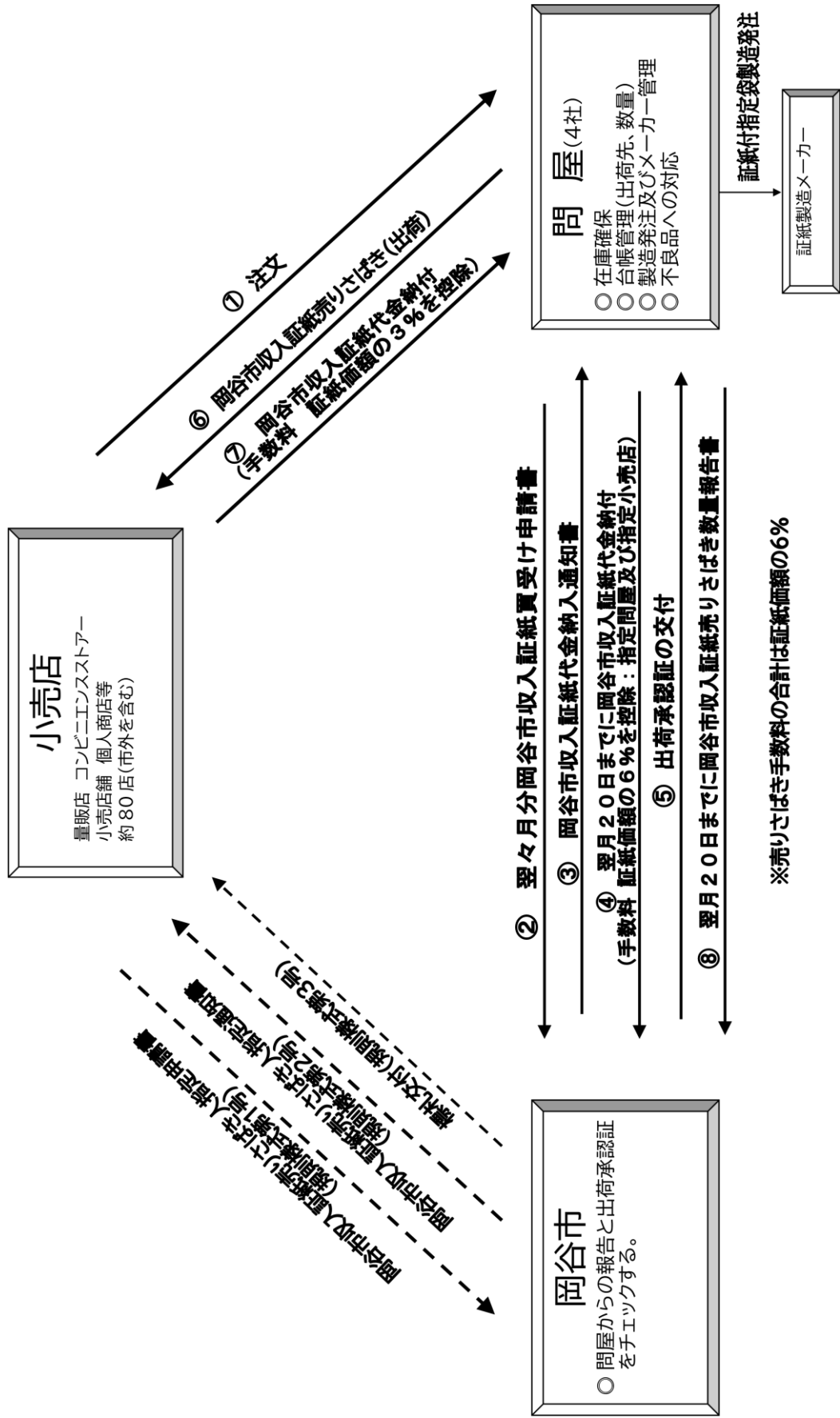
〒394-8510 岡谷市幸町 8-1

岡谷市役所 市民環境部 環境課 資源化担当

電話：0266-23-4811（内線 1448）

FAX：0266-22-7281

証紙付指定袋の流通（市 — 問屋 — 小売店）フローチャート



様式第1号(第3条関係)

岡谷市収入証紙売りさばき人指定申請書

年 月 日

岡谷市長 殿

申請者 住所又は所在地
名称
氏名又は代表者
電話番号

売りさばき人の指定を受けたいので、岡谷市一般廃棄物の処理手数料に係る収入証紙に関する条例施行規則第3条第2項の規定により下記のとおり申請します。

記

1 売りさばきを行おうとする場所の住所： _____

売りさばきを行おうとする場所の名称： _____

売りさばきを行おうとする場所の電話番号： _____

2 証紙の製造発注先及び仕入れ先等

・製造発注先(メーカー)： _____

・仕入れ先： _____

・卸 先： _____

(備考)

- 1 この申請書は、売りさばきを行おうとする場所ごとに作成すること。
- 2 申請者が個人の場合は、申請者の名称の記入は不要である。

様式第5号(第8条関係)

岡谷市収入証紙売りさばき人変更届出書

年 月 日

岡谷市長 殿

(売りさばき人) (指定第 号)
住所又は所在地
名称
氏名又は代表者

下記のとおり変更したので、岡谷市一般廃棄物の処理手数料に係る収入証紙に関する条例第7条の規定により届け出ます。

記

1 変更年月日 年 月 日

2 変更理由

3 変更内容

変更前	変更後

(備考)

売りさばき人が個人の場合は、売りさばき人の名称の記入は不要である。

様式第6号(第9条関係)

岡谷市収入証紙売りさばき人指定取消申請書

年 月 日

岡谷市長 殿

(売りさばき人) (指定第 号)
住所又は所在地
名称
氏名又は代表者

岡谷市一般廃棄物の処理手数料に係る収入証紙に関する条例第8条第1項の規定により
下記のとおり申請しますので、売りさばき人の指定を取り消してください。

記

1 指定取消し希望年月日 年 月 日

2 理由

(備考)

売りさばき人が個人の場合は、売りさばき人の名称の記入は不要である。